



APECビジネス諮問委員会



APEC Business Advisory Council (ABAC) 日本

2017年10月30日

ABAC日本委員が安倍総理に今年の「APEC首脳への提言書」を手交

APEC首脳の公式民間諮問団体であるAPECビジネス諮問委員会(APEC Business Advisory Council、以下「ABAC」)の日本委員・代理委員は、本日(10月30日)、首相官邸にて、安倍総理に2017年「APEC首脳への提言書」を手交した。

尚、同日付で、林 信秀 みずほ銀行取締役会長が、鈴木 裕之 野村総研取締役副会長の辞任に伴って新委員に就任したため、大宮 英明 三菱重工取締役会長、高橋 規 三井物産顧問、代理委員の長谷川 浩司 三菱重工常務執行役員とともに、5名の新旧委員で提言手交を行った。

ABACは、1995年のAPEC大阪会議においてAPEC首脳が「ビジネス界の声」を直接聞くための団体として設立が提唱され、1996年に発足した。APECに参加する21カ国・地域の各首脳が、それぞれの国・地域でビジネス界の代表者として指名したABAC委員(59名、2017年10月現在)により構成されている。

ABACは、APECボゴール宣言(1994年)においてAPEC首脳が約束した「2020年までに域内の自由で開かれた貿易・投資を実現する」という、いわゆる「ボゴール目標」の達成のためにとるべき政策を、ビジネス界の立場から「APEC首脳への提言書」として毎年とりまとめ、直接首脳に提出している。毎年秋に開催されるAPEC首脳会議の際、この提言書に基づき「ABAC委員とAPEC首脳との対話」が行われ、APECの政策について意見交換がなされている。

本年、ABACはAPECと同様にベトナムが議長となり、「新たなダイナミズムの創出と共通の未来の促進」をテーマに掲げた。これは、グローバル経済が継続して脆弱であることを鑑みて、さらなる革新性、持続可能性、包摂性の推進を狙いとしたものである。本年のテーマに基づき、「地域経済統合の深化」、「持続可能で、革新的かつ包摂的な成長の達成」、「デジタル時代における零細・中小企業の競争力・イノベーションの向上」および「食料安全保障の向上および持続可能で気候変動に対応した農業の促進」を優先課題として取り組みを進めてきた。

本年の提言書の主な内容は、以下のとおりである。

＜地域経済統合＞

- 多角的貿易体制の支援／WTO閣僚会議での電子商取引、デジタル貿易の成果の実現

- アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP:Free Trade Area of Asia-Pacific)の実現(道筋協定であるTPPの合意実行／包括的で質が高く、互恵的なRCEPの交渉完了)
- サービス競争力ロードマップに基づくサービスアジェンダ推進
- 貿易・投資自由化の加速、非関税障壁(NTB)への対処
- APECポスト2020ビジョンの策定

<コネクティビティ>

- インターネットとデジタル・コネクティビティの向上、データ・情報の越境移動の確保
- スキル労働者の移動円滑化
- 質の高いインフラ整備の促進、このための官民対話の強化

<零細・中小企業(MSME)と起業家>

- デジタル経済と電子商取引によるMSMEのグローバル展開の拡大
- 女性の経済参画の促進

<持続可能な発展>

- エネルギー安全保障の向上(経済成長と環境保全の両立を強調)
- 食料安全保障の達成(非関税障壁[NTB]への取り組み強化)

<金融・経済>

- 域内資本市場の整備
- 零細・中小企業(MSME)ファイナンスの促進
- 官民パートナーシップ(PPP)を含むインフラ・ファイナンスの促進
- 金融分野における新たな技術革新への対応
- アジア太平洋金融フォーラム(APFF)などの官民協働プログラムを通じたAPEC財務大臣会合プロセスによるCebu Action Plan実行の支援

なお、本年11月にベトナムで開催されるAPEC首脳会議では、これらの提言に基づき、「ABAC委員とAPEC首脳との対話」が行われる予定である。

以 上

- 添付資料 1. ABAC 日本委員の略歴
2. ABAC(APEC ビジネス諮問委員会)について
3. APEC 首脳への提言(ABAC 2017年版) 要旨

本件お問い合わせ先

ABAC日本支援協議会 事務局長 林 薫
事務局次長 岩崎 隆優、成瀬 太郎
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館21階
TEL : 03-6741-0961 FAX : 03-6741-0962
ホームページ : <http://www.keidanren.or.jp/ABAC/>

	大宮 英明 三菱重工業株式会社 取締役会長 ・昭和 21 年 7 月生まれ。東京大学工学部卒業。プリンストン大学院 航空専攻(修士課程)修了。 ・昭和 44 年三菱重工業(株)入社。航空機の開発・設計に長く携わり、名古屋航空宇宙システム製作所副所長を経て、産業機器事業部副事業部長、冷熱事業本部長などを歴任し幅広い業務で指導的な役割を果たした。 ・平成 20 年 4 月に三菱重工業(株)取締役社長。 ・平成 25 年 4 月より現職。 ・平成 23 年 5 月より日本経済団体連合会副会長を務め、平成 27 年 6 月退任。 ・平成 26 年 6 月よりセイコーエプソン株式会社の社外取締役を務める。 ・平成 28 年 4 月、ABAC 委員に任命され、29 年は持続可能な発展作業部会の副部会長を務める。
	高橋 規 三井物産株式会社 顧問 ・昭和 28 年 6 月生まれ。東京大学経済学部卒業。ハーバードビジネススクール AMP 修了。 ・昭和 52 年 三井物産(株)入社。鉄鋼製品本部に配属後、サウジアラビア、シカゴ駐在を経て、米国三井物産 Mitsui Steel Development 社長、米国三井物産 Steel Technologies Inc. 取締役会長を歴任する。 ・平成 21 年 4 月より、三井物産(株)執行役員。 ・平成 22 年、鉄鋼製品本部長に就任。 ・平成 26 年より、三井物産(株)専務執行役員、米州本部長兼米国三井物産(株)社長に就任。 ・平成 28 年 6 月より三井物産(株)代表取締役副社長執行役員。 ・平成 29 年 4 月より三井物産(株)取締役に就任。同月 ABAC 委員に任命され、同年は地域経済統合作業部会の副部会長を務める。 ・平成 29 年 6 月より三井物産(株)顧問に就任。
	林 信秀 株式会社みずほ銀行 取締役会長 ・昭和 32 年 3 月生まれ。東京大学経済学部卒業。 ・昭和 55 年入社。国際企画部門、国際金融部門等を経て、平成 19 年 4 月より、(株)みずほコーポレート銀行執行役員営業第十三部長。 ・平成 21 年 4 月より、(株)みずほコーポレート銀行常務執行役員(営業担当役員、後にインターナショナルバンキングユニット統括役員)。 ・平成 23 年 6 月より、(株)みずほコーポレート銀行常務取締役(インターナショナルバンキングユニット統括役員、後に国際ユニット長)。 ・平成 25 年 6 月より、(株)みずほフィナンシャルグループ取締役副社長(国際ユニット担当、平成 26 年 4 月まで)。 ・平成 25 年 7 月に(株)みずほ銀行と(株)みずほコーポレート銀行が合併し、(株)みずほ銀行として発足したのに伴い、(株)みずほ銀行取締役副頭取に就任。 ・平成 26 年 4 月より、(株)みずほ銀行取締役頭取。 ・平成 29 年 4 月より現職、同年 10 月に ABAC 委員に任命される。
	長谷川 浩司 三菱重工業株式会社 常務執行役員 ・昭和 28 年 2 月生まれ。神戸大学経営学部卒業。 ・昭和 50 年三菱重工業(株)入社。原動機輸出部長を経て、平成 20 年 12 月より Mitsubishi Power Systems Americas, Inc. 社長に就任。 ・平成 24 年 4 月より三菱重工業(株)執行役員、平成 25 年 10 月よりはエネルギー・環境ドメイン火力発電システム事業部副事業部長、営業戦略本部長、エネルギー・環境ドメイン営業戦略総括部長を兼任。 ・平成 26 年 2 月より三菱日立パワーシステムズ(株)取締役、常務執行役員、営業戦略本部長。翌 27 年 4 月からは取締役、副社長執行役員として同社の経営を担う。 ・平成 28 年 4 月より現職。 ・平成 29 年 4 月、ABAC 代理委員に任命される。

ABAC(APECビジネス諮問委員会)について

1. ABACの設立経緯と役割

ABAC(APECビジネス諮問委員会)は、APEC参加21カ国・地域の首脳が指名したビジネス界の代表で構成されるAPEC唯一の公式民間諮問団体である。1995年のAPEC大阪会議でAPEC首脳がビジネス界の声を直接聞くメカニズムとして設立を決定、翌1996年から活動を開始した。ABACの役割は、APECの経済協力の枠組みに対し、ビジネス界の立場から政策提言を行うことであり、1994年にAPEC首脳会議で合意された、「2020年までに自由で開かれた貿易・投資を実現させる」というポゴール目標の実現に向けて、APECが取るべき政策についての提言を行っている。

2. ABACの活動概要

ABACは、アジア太平洋地域のビジネス界の見解、政策提言、政策実施状況に関する評価をとりまとめて「APEC首脳への提言書」を作成し、APEC首脳に提出している。この提言に基づき、秋のAPEC首脳会議開催の際に、「ABAC委員とAPEC首脳との対話」が行われ、APECの政策について直接意見交換を行う。ABAC会議は、ABACの意思決定を行う全体会議(Plenary)と、専門分野ごとに提言内容を討議する作業部会(Working Group)からなり、通常毎年4回開催される。

【2017年のABACの作業部会】

- ・地域経済統合作業部会 (REIWG: Regional Economic Integration Working Group)
- ・持続可能な発展作業部会 (SDWG: Sustainable Development Working Group)
- ・零細・中小企業と起業家作業部会 (MSMEEWG: MSME & Entrepreneurship Working Group)
- ・コネクティビティ作業部会 (CWG: Connectivity Working Group)
- ・金融・経済作業部会 (FEWG: Finance and Economics Working Group)

3. ABAC日本の活動

日本においては、1996年の設立当初よりビジネス界の強固な支援を受けていたが、1999年のABAC東京会議の開催後、ABAC日本の支援基盤を拡充・強化する上で、その活動にビジネス界の声を一層反映することが不可欠である等の観点から、経済団体連合会(当時)や日本商工会議所をはじめとした経済団体を中心となって企業の参加を求め、1999年にABAC日本支援協議会を設立した。現在は、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、関西経済連合会の経済団体、会員企業63社(2017年10月現在)や、業界団体、関係省庁の支援を得て、APEC域内および、日本のビジネス界に資する政策提言活動を行っている。

以 上

APEC 首脳への提言 ABAC2017 年版
要旨

以下は、本提言書に含まれる主要メッセージの要約である。

1. 多角的貿易体制への支援 APEC ビジネス諮問委員会 (ABAC: APEC Business Advisory Council) は、世界貿易機関 (WTO: World Trade Organization) に対する確約を改めて明言する。われわれは、ルールに基づいた非差別的な多角的貿易体制が、引き続き保護主義に対する最も強固な防波堤であり、かつ持続可能で包摂的な経済成長に向けた最善の手段であると認識している。ABAC は、APEC 貿易担当大臣会合の議長声明において、WTO および市場開放に対する確約が改めて明言されたことを歓迎する。われわれは、スタンドスティル (新規の保護主義措置の不導入)・コミットメントおよび保護主義的かつ貿易歪曲的措置のロールバック (既存措置の是正) による保護主義抑止の約束を 2020 年まで延長したことを称賛する。本年 12 月にブエノスアイレスで開催される第 11 回 WTO 閣僚会合に向けて、ABAC は全 WTO 加盟国に対し、力強い、意義ある成果が得られるよう建設的かつ創造的に、決意をもって取り組むことを要請する。ABAC はさらに、貿易円滑化協定 (TFA: Trade Facilitation Agreement) を未履行の WTO 加盟国が、履行に向けて行動するよう要請する。また、WTO 体制に対する APEC 参加国・地域の継続的な支援の確約として、より多くの APEC 参加国・地域が情報技術協定 (ITA: Information Technology Agreement) の拡大に参加するとともに、多国間による新サービス貿易協定 (TiSA: Trade in Service Agreement) および環境物品協定 (EGA: Environmental Goods Agreement) 交渉に参加している APEC 参加国・地域が、これらの交渉の成功を目指して新たな活力をもって推し進めることを奨励する。

2. アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) の実現 ABAC は、自由で開かれた貿易に関する昨今の世界的な不確実性に立ち向かい、域内の全コミュニティに繁栄をもたらす最善策として、アジア太平洋地域の経済統合の実現に向けて引き続き尽力する。ABAC は、域内貿易協定／自由貿易協定がアジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP: Free Trade Area of the Asia-Pacific) の実現に寄与できると認識しており、その道筋となる環太平洋パートナーシップ協定 (TPP: Trans Pacific Partnership)、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership)、太平洋同盟 (PA: Pacific Alliance) が進展したことで力を得ている。われわれは、TPP 参加国ができるだけ早い機会に TPP の野心的で質の高い合意結果を実行に移すことを期待している。その実現に向けて、前進するための選択肢の検討に取り組んでいる参加国をわれわれは称賛する。われわれは、包括的で質が高く互恵的な協定を実現するよう図りつつ、本年末までに交渉を終えるよう RCEP 参加国に要請する。ABAC はまた、今後これらの協定への参加を希望する他の国・地域のアクセス

を可能にする柔軟で包摂的なアプローチを採用することが重要と考える。われわれは「FTAAP に関するリマ宣言」の実施に向けて着手した取り組みも同様に評価し、2017 年の APEC 首脳会議においては、関税、非関税措置、サービス、投資、原産地規則などの合意されている分野で具体的なワーク・プログラムを提供するよう APEC 参加国・地域に要請する。

3. 新たなサービス・アジェンダの推進 ABAC は、すべての APEC 参加国・地域の成長と発展にとってサービスがますます重要になると確信している。われわれは APEC サービス競争力ロードマップ (ASCR : APEC Services Competitiveness Roadmap) を、APEC がサービス・アジェンダを推進するうえでの主要な手段とみなしている。ABAC は、ASCR の具体的な実施計画を野心的、実践的かつ現実的なものにするため、APEC と連携する用意がある。この中には、ASCR の継続的な開発と実施を支援するため、APEC と連携して然るべき官民対話 (PPD : Public-Private Dialogues) を開催することが含まれる。また、われわれは APEC に対し、ASCR 実施計画の他の行動分野における指標化を念頭に提案されたサービス規制環境に関する APEC インデックスの早期完成を含め、サービス関連のデータと統計の開発を優先的に進めることを求める。さらに、ASCR で特定した 14 の活動分野すべてに対して適切かつ野心的な指標を導入することも要望する。

4. 非関税障壁への対処 ABAC は、深刻さを増す非関税障壁 (NTB : non-tariff barriers) の課題を特定し、これに対処することの重要性を強調する。合目的な理由で実施されている措置もあるが、それでも目的達成のために必須でない過剰な貿易制限を行っていたり、差別的であったり、市場への参入を制限するように設計されていたりする場合がある。そうしたことは、域内の安定的で包摂的な成長を阻む。食品、木材林産物、あるいは製造業といった幅広いセクターの企業の代表者からは、i) 食品と木材林産物の両方に関する矛盾したもしくは不当な衛生と植物防疫の要件、ii) ラベル表示、規格、認証に関する煩雑な技術的要件、iii) 著しく官僚主義的かつ予測不能で時間のかかる通関手続き、および貿易を阻害するその他手続き面での行政措置など、不合理な障壁をもたらす規格や規制に対処する必要性がますます増大してきているとの声が上がっている。これらの取り組みの中で企業が積極的な役割を発揮できるような実践的方法を見つけることや、貿易をめぐる規制措置と手続きの検討・策定・適用の基準として ABAC が推奨している WTO に準拠した一連の分野横断的原則を採用することなどにより、非関税障壁に対する一層効果的な対処法を確立させ、APEC 参加国・地域が世界をリードするように求める。これらの原則に則ることで、ベストプラクティスの手法を採用することが可能となる。

5. 貿易フローおよび投資フローの促進 投資と経済成長の本質的な関連性に鑑みて投資フローが切望されている中で、APEC 参加国・地域はそれを妨げる障壁およびリスクを軽減するために緊急に行動を起こすべきである。ABAC は、国内投資家・外国投資家の双方

にとつての魅力向上に資する投資政策の整備を推奨する。ABAC は特に、投資とデジタル経済の関係、デジタル技術が国際的な生産動向に及ぼす影響、域内におけるその影響への政策対応の必要性に注目している。また、ABAC は APEC 参加国・地域に対し、「サプライチェーン連結性枠組行動計画（SCFAP: Supply Chain Connectivity Framework Action Plan）フェーズ 2 2017-2020」の推奨フレームワークで特定された行動や有益なパスファインダーなどを通じて、域内の貿易コネクティビティを強化する取り組みを活発化させるよう求める。ABAC は APEC 参加国・地域が、ビジネス旅行者による APEC ビジネス・トラベル・カード（ABTC : APEC Business Travel Card）の利用を拡大・促進するために手続きの調整、簡素化、デジタル化を検討することにより、ABTC 制度の改善を継続するよう推奨する。

6. APEC ポスト 2020 ビジョンの策定 ABAC は、域内の自由で開かれた貿易と投資という「ボゴール目標」の実現に向けた取り組みを加速させる必要があることを認めると同時に、APEC がポスト 2020 ビジョンを策定する適切な時期にきていると考える。われわれは、本年 5 月にベトナム・ハノイで開催された「2020 年、さらにその先に向けた APEC マルチステークホルダーの対話」の結果と提言を歓迎する。ABAC は今後もこのプロセスに積極的に貢献していく。

7. APEC のコネクティビティ・アジェンダへの支援 ABAC は APEC 首脳に対し、APEC 参加国・地域内および各国・地域間の両方で、域内の経済統合および包摂性を強化するための最重要手段として、「APEC 連結性ブループリント」が作成した有益なテンプレートを踏襲するよう引き続き要望する。このブループリントには、制度的コネクティビティ、人と人とのコネクティビティおよび物理的コネクティビティの 3 つの柱を中心に大別された幅広い取り組みが含まれており、それらを ABAC と多様な分野の作業部会が推進している。そこには、金融制度の統合から零細・中小企業（MSME : micro, small and medium enterprises）の国際市場への参入と競争の支援、貿易と投資に関する非関税障壁の削減からグローバル・データ・スタンダード（GDS: Global Data Standards）の開発協力、相互接続された強靱なデジタル・インフラの構築から水道、エネルギー、道路、鉄道、空港、港湾および都市輸送システムなどの質の高いインフラ整備の促進、といった多岐にわたる課題が含まれる。ABAC は、貿易と投資フローに関する非関税障壁を削減する構造改革措置により、制度的コネクティビティと物理的コネクティビティを促進する APEC の取り組みを鋭意支援する。

8. インターネットとデジタル・コネクティビティの向上 APEC のコネクティビティ・アジェンダと域内の物理的インフラを強化する取り組みにおける重要な論点として、すべての人々によるインターネットへのアクセスが、デジタル経済の持続的かつ包摂的な成長に不可欠であることは明白である。優先的にデジタル・インフラを開発しそれに投資

することは、先行者利益を享受する国・地域にとって重要な要素となっているとともに、域内の新興経済国・地域においても促進される必要がある。デジタル経済の基幹インフラは、イノベーション、起業家の育成およびグローバル市場への参入実現のための重要な実現要素である。また、成長に備えるためには、将来の雇用のためのスキルの獲得と訓練も必要である。国境を越え地域全域に広がるデータと情報の移動など、デジタル貿易を支える国際的な協力と一貫した規制政策も、この成長可能性を最大化するうえで極めて重要である。これらの政策は域内のあらゆる発展段階のコミュニティに恩恵をもたらすことになるが、特に新興市場、女性、零細・中小企業（MSME：micro, small and medium enterprises）に革新的な影響をもたらす。

9. スキル労働者の移動の円滑化と質の高い労働力の促進 ABAC は、域内全体に生じている労働力の不足とミスマッチに対する懸念を強めている。これに対処しなければ、APEC 参加国・地域の多くにおいて経済発展が大きく妨げられることになる。人口動態の変化に伴い、労働力不足とミスマッチの削減に向けた協力のあり方を緊急に改善する必要性が高まっている。同様に、デジタル経済の発展に結びついている急速な技術の変化により、域内の教育制度では将来の労働者が仕事に必要な能力を身に付けることができないとの懸念も生じている。ABAC は、APEC ビジネス・トラベル・カード（ABTC: APEC Business Travel Card）を成功裏に導入するなど、これらの課題に対処するために APEC が行っている取り組みを称賛するが、さらに多くの具体的な措置を緊急に講じることを要求する。最も重要なこととして、ABAC は APEC 参加国・地域の政府に対し、深刻なスキル不足の発生に関してより緊密に情報を共有すること、および域内の推計 3 千万人の国際労働者の移動の管理を向上させる手段として ABAC の「稼ぐ・学ぶ・戻る（ELR: Earn, Learn, Return）」イニシアティブを進展させることを求める。ABAC は APEC 首脳に対し、APEC 参加国・地域内および各国・地域間で教育改革を推進することを目的として、教育者、政府関係者、ビジネス・リーダーにより構成される域内連携イニシアティブの形成を検討するよう要望する。そこで取り上げられる教育改革を通して、めまぐるしく進化するデジタル技術から活力を得ている実社会に対して貢献し、またそこから恩恵を享受するために必要となるスキルを、学生が習得できるようにする必要がある。

10. デジタル経済と電子商取引プラットフォームによる MSME のグローバル・プレゼンスの拡大 電子商取引と情報通信技術（ICT: Information and Communication Technology）が実現するサービスにより、零細・中小企業（MSME: micro, small and medium enterprises）は競争力とイノベーションを強化する機会を提供されている。その競争力とイノベーションを通して、MSME はこれまで以上にグローバル市場にアクセスし、貿易に係わる障害を克服できるようになる。しかし現実には、MSME がこれらの機会を捉えることを妨げる数々の障壁が依然として存在する。ABAC は MSME による世界規模でのデジタル技術へのアクセス、その導入と効果的活用を向上させるために、APEC 全域にわたる将来

を見据えた電子商取引の政策枠組みを構築するよう要請する。また、MSME 向けの電子商取引に関するオンライン・オフラインでの能力構築プログラムを導入することとともに、MSME がグローバル市場に参加できるように情報へのアクセスを円滑化することを求める。

11. 革新的ビジネスモデルの育成 草の根イノベーションは、持続可能性に向けたコミュニティ主導の解決策であり、小規模ビジネスを成功・発展につなげる新しい発想や実践を提供しうる。ABAC は、ビジネスのベストプラクティス事例を基礎として、起業家的な手段を通じてさらなる包摂性をもたらすことを目指すグローバルな草の根運動を支えることで、一段と革新的なビジネスモデルの育成を支援する。

12. MSME の金融へのアクセス拡大 零細・中小企業 (MSME : Micro, Small and Medium Enterprises) は依然として資金調達で深刻な障壁に直面しているため、国際市場に参加する能力を含め、経済活動が制約されている。ABAC は APEC に対し、参加国・地域の関係当局が ABAC ならびにアジア太平洋金融フォーラム (APFF : Asia-Pacific Financial Forum) およびアジア太平洋金融インクルージョン・フォーラム (Asia-Pacific Forum on Financial Inclusion) の主要ステークホルダーと連携して、以下の事項を奨励するよう求める。i) MSME の金融へのアクセス拡大を可能にする現代的な信用情報、バリュエーション、有担保取引および倒産制度を整備すること、ii) フィンテックに関する継続的な対話のための域内プラットフォームを創設すること、iii) 特にマイクロおよび農業ファイナンスを通じた零細企業の金融へのアクセス促進、金融教育、マイクロ保険、デジタル ID とオンライン・サプライチェーン・ファイナンスのイノベーションおよび分散台帳技術の開発を促進すること。

13. 女性の経済的影響力向上の振興 APEC 参加国・地域の女性はおしなべて、資金の調達、市場への参入、スキルと能力の開発、ネットワークへのアクセス、指導的地位の獲得に関する課題に直面している。これらの障害は、生産性の向上を妨げ、域内の経済成長を阻害する。ABAC は APEC 参加国・地域に対し、科学・技術・工学・数学 (STEM : Science, Technology, Engineering and Mathematics) などを含むスキル開発に注力し、競争力を強化し、イノベーションを活用し、女性の経営による零細・中小企業 (MSME : micro, small and medium enterprises) のグローバル・サプライチェーンへの参入を円滑化することとともに、デジタル化を通して女性に起業家としての力を与える「ABAC Women Connect」プログラムによって、女性の起業家精神をさらに育むことを求める。

14. 経済的包摂、金融包摂、社会的包摂の加速 ABAC は、技術進歩とグローバル化の恩恵をより広く共有できるように、APEC 域内の経済的包摂、金融包摂、社会的包摂を促進する必要があることを強調する。われわれは、デジタル時代における労働需要に対応するために人材開発に関する協力を育むという APEC の取り組みを強く支援する。2017 年

アジア太平洋金融インクルージョン・フォーラム（Asia-Pacific Forum on Financial Inclusion）では、金融へのアクセス拡大のためにデジタル技術を活用する機会に注目した。ABAC は APEC 参加国・地域に対し、同フォーラムの報告書を検討し、該当する場合にはそれぞれの市場で提言を採用するよう要請する。

15. 食料安全保障の達成 ABAC は、特に気候変動を背景として、持続可能で包摂的な経済成長の実現に食料安全保障が果たす重要な役割を長年に亘り認識してきた。ABAC は APEC 首脳に対し、食料と農産物の流通を妨げる障壁に対処すること、特に WTO に準拠した非関税措置と非関税障壁に関する分野横断的な原則にしたがって、食料貿易に影響を及ぼす非関税障壁に関する対策に優先的に取り組むよう要請する。ABAC はまた、APEC 首脳に対し、i) 食料および農業分野への投資とインフラ整備の促進、ii) 食品ロスと食品廃棄物の最小化、iii) 貿易歪曲的でない手段での零細・中小企業（MSME: micro, small and medium enterprises）と小規模農家による食料の生産・貿易参画の促進、を要請する。食料安全保障の目標は、政府と民間部門が連携して取り組んだ場合に最も有効な形で達成できる。したがって、民間部門のより積極的な参加を目指し、APEC 食料安全保障に関する政策パートナーシップ（PPFS: Policy Partnership on Food Security）の構造と運用を再検証することにより、PPFS が APEC の食料安全保障の目標—そこには 2020 年までに APEC フードシステムを達成することも含まれる—に向けた役割を、より効果的に発揮できる可能性が生まれる。

16. エネルギー安全保障の向上 経済成長は安定したエネルギー供給を基盤とするが、持続可能な経済成長は環境保全なくしては実現し得ない。昨今のエネルギー価格の水準により不確実性が高まっていることに鑑み、ABAC は、APEC 参加国・地域に対し、域内の石油・ガスの自由貿易を促進すること、ならびに、物品・資本・情報の移動をより活発にし、石油・ガス会社の取引コストを削減する多国間エネルギー協力を強化することを推奨する。世界保健機関（WHO: World Health Organization）は、石炭などの化石燃料が依然として手近な主要エネルギー源であり、そのエネルギー消費に伴い引き起こされる大気汚染が健康被害をもたらすことを認めた。ABAC は、2030 年までに発電を含めた APEC のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーのシェアを、2010 年の水準から倍増させるという APEC 首脳の確約を引き続き支持する。ABAC は APEC 参加国・地域に対し、二酸化炭素（CO₂）と大気汚染物質を削減するために、再生可能エネルギーの導入を促進し、石炭から天然ガスへの切り替えについて関与の度合いを強めるよう奨励する。ABAC は、APEC が引き続き質の高いエネルギー・インフラの強化を推進し、環境分野における革新的な技術の開発、普及および導入を支援することを推奨する。ABAC はまた、電力インフラの質を向上させる APEC の取り組みも支援する。

17. グリーン成長の加速 ABAC は、APEC の環境サービス行動計画（ESAP: Environmental Services Action Plan）などを通じて環境物品・サービス（EGS: Environmental Goods and Services）の貿易障壁に対処し、環境負荷が低く、持続可能、かつ革新的な零細・中小企業（MSME: micro, small and medium enterprises）を促進する APEC の取り組みを称賛する。域内の「環境フットプリント」を削減するためには、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの節約、エネルギーの効率的な利用に積極的に取り組み続けることが、従来にも増して重要となろう。APEC は、コストを削減し、エネルギー市場における再生可能エネルギーの競争力と持続可能性を向上させるために協力を強化し、再生可能エネルギー技術のイノベーションを推進するべきである。ABAC はまた、CO2 排出削減に関する再生可能エネルギーの概念に、あらゆる技術革新を取り入れることを引き続き提案する。この試みは新たな産業と雇用の創出を促すものである。ABAC はパリ協定への支持を継続し、地球温暖化と気候変動、そのマイナス影響に対する解決策を見いだすことに APEC が積極的に貢献すべきであることを提案する。

18. 鉱業部門の包摂的発展の強化 鉱業部門は、企業と消費者に不可欠な資源を提供することで、APEC 参加国・地域すべての経済的成功に極めて重要な役割を果たしている。また積極的な地域への貢献と持続可能な発展に焦点を当てることにより、最貧困層や社会から取り残された人々を含む地元住民に大きな恩恵をもたらすことができる。APEC において鉱業タスク・フォース（MTF: Mining Task Force）は、民間部門の代表が APEC の鉱業担当実務者と向き合い、域内の鉱業関連の優先課題について協議するための有益なプラットフォームであると実証されている。この有益な取り組みを継続するために、ABAC は APEC 首脳に対し、MTF の委任期間を 2020 年まで延長し、2007 年に合意した APEC の鉱業政策 10 原則の完全履行を再度確約するよう求める。さらに、ABAC は、「採取産業による包摂的成長の創造（Creating Inclusive Growth through the Extractive Industry）」に関する白書を精査／承認している。この白書は、鉱業に依存しない経済を構築して APEC 域内に経済的発展をもたらす可能性を実証するものである。採取企業、政府機関、地域社会、市民社会が連携すれば、貿易歪曲的でない手段で零細・中小企業（MSME : micro, small and medium enterprises）と農業部門の発展を促進するとともに、貧困を削減し、所得を創出し、域内の貧困層のために持続可能な発展を生み出す、包摂的な成長を推進することができる。

19. 健康な労働力の促進 APEC 地域が直面する医療面での課題は、経済発展を脅かす。ABAC は、包摂的な成長のための重要な要件として APEC が健康な労働力に焦点をあてていることを支持する。2014 年と 2015 年に実施された APEC/ABAC の調査では、健康不良や障害による早期退職により、域内の国・地域において 2030 年までの GDP が大幅に下振れるという予想が示され、2015 年には、APEC 首脳は健康と財政の安定性の間に特有の関連性があることを認めた。ABAC は、APEC 生命科学イノベーション・フォーラム

(LSIF: APEC Life Science Innovation Forum) および APEC 保健作業部会 (APEC Health Working Group) の取り組みを支援し、厚生、財務、経済閣僚間の政策対話を通じて部門横断的な調整がなされるよう促し、ヘルスケアに対するより公平な資金提供と機会確保につながる国家財政・支出プログラムの利用を改善することで健康な労働力への積極的な投資という社会共通の目標を達成するための支援を続ける。

20. セブ行動計画に基づく官民の連携強化を通じた金融市場の整備加速 2017 年を通し、ABAC はセブ行動計画 (CAP: Cebu Action Plan) のもとで様々な成果の達成を目指し活動を進めた。APEC の財務大臣は、その活動の一部を ABAC が率いる 3 つの政策イニシアティブ—アジア太平洋金融フォーラム (APFF: Asia-Pacific Financial Forum)、アジア太平洋インフラ・パートナーシップ (APIP: Asia-Pacific Infrastructure Partnership)、アジア太平洋金融インクルージョン・フォーラム (Asia-Pacific Forum on Financial Inclusion) —に委託している。そうした活動の焦点は、i) 厚みと流動性のある資本市場の整備、ii) 民間部門による金融強靱性への寄与拡大、iii) 融資対象となり得る官民パートナーシップ・プロジェクトの域内候補案件作りの加速、iv) インフラ・ファイナンスにおける長期投資家の役割拡大、v) 零細・中小企業 (MSME: micro, small and medium enterprises) の金融へのアクセス拡大、vi) 金融イノベーションの促進、に当てられている。これらの活動の内容、その結果、そして次のステップに向けた提言の詳細は、「APEC 財務大臣への APFF 進捗報告書 2017 年版 (2017 APFF Progress Report to the APEC Finance Ministers)」、「金融システムの強化と整備のためのキャパシティ・ビルディングに関する報告書 2017 年版 (2017 Report on Capacity Building Measures to Strengthen and Develop Financial Systems)」、「アジア太平洋金融インクルージョン・フォーラム報告書 2017 年版 (Report of the 2017 Asia-Pacific Forum on Financial Inclusion)」に記載されている。ABAC は、APEC 参加国・地域の関係者および規制当局に対し、これらの取り組みを推進させるために民間部門および国際組織と密に連携するように求める。

以 上